

令和7年度 いじめ防止基本方針

平成二十五年公布・施行

「いじめ防止対策推進法」※一部条文のみ抜粋

第一条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

竹田市立白丹小学校

白丹小学校いじめ防止基本方針

目 次

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 学校及び職員の責務	2

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本的な考え方	3
2 いじめ防止のための組織	3
3 いじめの未然防止	4
4 いじめの早期発見	5
5 いじめに対する措置	6

第3 重大事態への対処

1 重大事態への対応	8
2 学校による対処	8
いじめ問題への対応	10

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、全ての児童に關係する問題である。

本校では、校訓「自主・協力」を具現化し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組み、社会に貢献できる人間を育成することを目標としている。将来、郷土「竹田」を支える人材の育成をめざし、自他を大切にし、互いに尊重し合う心豊かな人間性と社会性を育てる活動を行っている。そのためにはすべての児童がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすることが必要である。「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、授業改善による「わかる授業」づくり、一人ひとりの考え方を大切にする学級経営等をすることにより学校にどの子も居場所があり、安心して学ぶことのできる環境をつくることを第一に行う。その上でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについての理解を深め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「白丹小学校いじめ防止基本方針」を定め組織的な対策を行う。

2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち判断する。いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (3) いじめの認知
特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (4) 具体的ないじめの態様
 - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われたり、言葉遣い、発音等について執拗に真似する
 - ・存在を否定されたり、嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる、席を離される など
 - ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返され、遊びと称して対象の子が技をかけられる

- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・脅かされ、お金を取られる
 - ・靴に画鋲やゴミを入れられる、写真や鞄、靴等を傷つけられる など
 - ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
 - ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など
- (6) 「いじめ」の中には、「恐喝」や「窃盗」等犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なものの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るように努める。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあっては、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないようにする。

第2 いじめの防止等のための対策

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたり、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権に関する知的的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動をすべての教育活動において総合的に推進し、人権を尊重する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけることを重視し、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくようにする。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためにも、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識を持って真摯に取り組む。

2 いじめ防止のための組織

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に対し迅速、的確に対処するために「竹田市いじめ防止方針」「白丹小学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「白丹小いじめ防止対策委員会」（生徒指導推進委員会）を設置する。

(2) 組織の構成員

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、クラス担任、養護教諭を構成員とする。

(3) 具体的な組織の役割

学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。

①いじめ防止基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成

・実行・検証・修正

- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例等をP D C A（Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)）サイクルで検証する。
- ・組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。

② いじめの相談及び通報への対応

- ・児童や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、教頭を窓口として対応する。

③ いじめや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有

- ・些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報とを集約のうえ共有化を図る。

④ いじめ事案に対応するための会議開催と報告

- ・いじめの疑いに係る情報があった時は速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。
 - ・重大事態発生時並びに教育委員会の支援等を必要とする事案の報告。
- ⑤ いじめを受けた・行った児童に対する指導及び支援並びに保護者との連携
- ・関係ある児童への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者と連携した解決指導並びに情報提供を図る。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえたうえで、全ての教職員により取り組みを進める。

いじめの未然防止に向け、周囲の友人や教職員と信頼関係で結ばれる中、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

(2) いじめの防止のための措置

全ての児童を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などを重視して指導をおこなう。

①自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う支援

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実、推進により、様々な人々との関わりの中で社会性を育むとともに、児童会活動やあいさつ運動、ボランティア活動などの幅広い社会体験・生活体験の機会を設けることによって、他人の気持ちを共感的に理解できる心豊かな情操を培う。

②人間関係プログラムの計画的な推進

自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ネットによるいじめの防止

情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を様々な場面、機会を利用して推進する。

④教職員の資質向上のための研修会

児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、積極的ないじめの認知に努めるほか、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解したうえで、児童に対する指導を推進する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したり、躊躇することなく、個人面談や教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報収集を行い、積極的にいじめを認知する体制を整備する。

(2) いじめの早期発見のための措置

児童の日常の言動や行動、日記の記述等で気になる点があればすぐに面談等を行う。家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学期に1回アンケート調査を行い、常に児童の状況を把握する。

児童及びその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくり、保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談、竹田市いじめ相談電話、24時間SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口等の電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) ネット上いじめへの対処

- ・情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル教育を専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら実施する。特に、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を進め、保護者に対しても取組に対する理解を求める。
- ・教職員は、アンケート調査等の機会を利用し、児童のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。その際、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、連携を図りながら、関係する児童に対する指導を適切に行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題箇所を確認のうえ、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を避けるため、削除等の措置をとる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

(4) 白丹小いじめ防止対策委員会

- ①構成 校長 教頭 生徒指導主事 (教務主任)
- ②取組 各学期1回 (7月 12月 2月)
- ③内容 児童アンケート結果をもとに問題点や課題などを検討し、共通理解することを確認する。
- ④その他 必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー等の参加を要請するなど未然防止・早期発見に向けて取り組む。

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行うようとする。

なお、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるほか、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、この場合、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめの発見、通報を受けた場合、学校に設置された「白丹小学校いじめ防止委員会」において直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難であり、当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えて自尊感情を高めるよう留意し、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

その際、いじめられた児童の

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）
更にいじめが深刻になるのではないか等の不安
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする傾向。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ち
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの児童に向ける

等の心理状態があることを踏まえて対処するようとする。

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、

当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るほか、スクールカウンセラー、スクールソポーターや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い再被害の防止を図るほか、保護者に対する適切な情報提供を図る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた児童の心理、原因については、

- ・深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わる。
- ・いじめられている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化して考える。
- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童のはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等を踏まえつつ、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソポーター、福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに対出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、学校が主体となり、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家を加えた「白丹小学校いじめ防止委員会」で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市長および県教育委員会に報告し、市教委が必要と認めた場合は、第三者からなる調査委員会（竹田市いじめ問題専門委員会）においてすみやかに調査を受け、解決に向けた支援、助言を求める。

2 学校による対処

(1) 調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査にあたり、たとえ不都合なことがあっても、学校がその事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るための調査であると認識し、調査結果を重んじて、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しつつ事実関係等その他必要な情報を適時・適切な方法により説明し、提供する。

(3) 調査結果の報告

重大事態について学校が実施した調査結果は、教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて教育委員会に報告する。

(4) 学校の設置者である教育委員会が調査の主体となる場合

学校の設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

いじめ問題への対応

